

兵庫県相談支援従事者初任者研修に関するQ & A

問い合わせの多い項目等についてQ & Aを作成しましたので、申込の際の参考としてください。
(断りのない限り5日間受講（相談支援専門員資格取得）の方を想定しています。ご了承ください。)

(受講の適否等について)

質問	回答
Q 1 - 1 市町の窓口や指定相談支援事業所に勤務する予定は全くないものの、自らのスキルアップのために受講したいが受講可能か。	平成27年4月からの計画相談対象者の拡大に対応するという喫緊の課題があることから、確実に指定相談支援事業所に勤務する予定がある方に対象を限定させていただきます。
Q 1 - 2 相談支援専門員に就任できる時期は不明だが、いつかはなりたっていると思うので受講して良いか。	資格を維持するには5年に一度現任研修を受ける必要があり、その現任研修受講には一定の相談支援経験（概ね3年以上）が要求されていることから、早めに初任者研修だけを受けても資格を喪失する可能性があります。相談支援専門員として就任することが確実にってから受講してください。
Q 1 - 3 現時点で指定相談支援事業を行っていない法人である。この研修を受けて、相談支援専門員になる資格を取得すれば、すぐに指定相談支援事業所を立ち上げることができるのか。	相談支援事業所、特に急速な拡充が求められている指定特定相談支援事業所（計画相談支援を実施）については、その指定を市町村長が行うこととなっています。速やかな事業立ち上げのためにも、事前に市町の障害福祉担当課と相談しておくことをお勧めします。

(受講日数について)

質問	回答
Q 2 - 1 サービス管理責任者の資格を得るため、一昨年度、前半2日間の合同研修のみを受講し、受講証明書ももらった。今年度、新たに相談支援専門員の資格をとりたいが、その際には後半の演習等3日間だけを受講すればよいのか。	このような場合でも、再度、合同講義の2日間を含めた5日間を一括で受講していただく必要があります（厚生労働省に確認済）。相談支援初任者研修において、後半の3日間のみを受講することはできません。
Q 2 - 2 今年度、前半2日間の合同研修のみを受講し、来年度、後半の演習等3日間だけを受講することは可能か。	相談支援専門員になるには、来年度に再度、合同講義の2日間を含めた5日間を一括で受講していただく必要があります。

(実務経験について)

質問	回答
Q 3 - 1 「相談支援専門員の要件となる実務経験」がないと受講できないのか。	実務経験要件は相談支援専門員として勤務する際に必要な要件であり、受講時に必ずしも満たしている必要はありません。しかし、一定の知識・経験がないと研修（特に演習）への参加が困難、受講後速やかに相談支援専門員として活躍していただきたい等の理由により、今年度中に実務経験を満たす方を想定しています。
Q 3 - 2 社会福祉主事任用資格者等は直接支援業務の実務経験が5年以上〔実務要件キ〕となっているが、資格取得以前の期間も含めて5年以上の実務経験があればよいのか。	そのとおりです。社会福祉主事任用資格等を取得してから、あらためて5年間の実務経験が必要ということではありません。（なお、医師等の国家資格〔実務経験ク〕の場合も同様です。）
Q 3 - 3 専門学校で栄養士の資格を取ったが障害福祉サービス事業所で栄養士の資格とは関係ない介護等の業務に3年間従事した。相談支援専門員の実務経験として認められるか。	医師等国家資格〔実務経験ク〕に係る要件は「その資格に基づき当該資格に係る業務に従事した期間」が5年以上とされており、資格に係る業務でない限り、実務経験にはカウントされません。
Q 3 - 4 障害福祉サービス事業所に経理事務職員として10年以上勤務した場合、実務経験として認められるか。	あくまでも「相談支援の業務」や「介護等の業務」に従事した期間をカウントするため、純粋な経理事務だけでは必要な実務経験として認められません。
Q 3 - 5 高齢者居宅介護支援事業所でケアマネジャー（介護支援専門員）として5年以上従事した場合は対象となるか。	老人福祉施設に準ずる施設における相談支援業務〔実務経験イ〕として、5年以上の実務経験があれば対象となります。

(提出書類について)

質問	回答
Q 4 - 1 今年度中に別法人の相談支援事業所に相談支援専門員として勤務する予定の場合はどこから申し込むのか。	相談支援専門員として勤務する予定の相談支援事業所（または法人）から申し込んでください。
Q 4 - 2 同一法人の異なる事業所から申し込む場合は、優先順位は付けなくて良いか。	障害福祉サービス事業等は事業所毎の指定のため、同一法人であっても別事業所の場合は順位を付す必要はありません。ただし、法人の規模等に比べあまりにも多くの申込がある場合は、調整させていただくことがあります。
Q 4 - 3 現時点で法人が障害福祉サービス等を実施していない場合、「障害福祉サービス等の種別」欄には何を書けば良いか。	高齢者訪問介護等の福祉事業や医療などを行っている場合は、その旨を記載してください。それらも実施していない場合は無記入としてください。（なお、事業所指定のない市町の場合は「行政」としてください。）

Q 4 - 4 当該法人が多数の障害福祉サービス等を実施している場合、「障害福祉サービス等の種別」欄にはどう書けばよいか。	今回受講させようとする職員が所属している障害福祉サービスの名前を記入してください。(新たに所属する予定の事業所から推薦する場合は、その事業所の障害福祉サービスの名前を記入してください)
Q 4 - 5 「受講要件に関連する資格・取得時期」とは何か。	「相談支援専門員の要件となる実務経験について」に掲載されている国家資格等(社会福祉主事任用資格、保育士、看護師、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士等)とその取得年月を記載してください。

(事前課題について)

質問	回答
Q 5 - 1 相談支援初任者研修において受講決定前の事前課題を課しているのはなぜか。	近年の相談支援事業の制度的拡大に伴い、障害者相談支援事業所における従事経験が乏しい受講生が増加したこと等から、研修の質を担保するため一定の事前学習を促すとともに、市町村へ提出するサービス等利用計画の作成等を担う相談支援専門員として不可欠な文章作成能力を事前に確認する等の理由により、受講決定前に事前課題を課することとしたものです。
Q 5 - 2 事前課題の優劣(点数)のみで受講の可否が決定するのか。	当該事業所の状況や相談支援専門員養成の必要性や緊急性、当該受講希望者の実務経験年数等も含め、総合的に判断します。事前課題の優劣のみで受講の可否を決定することはありません。
Q 5 - 3 事前課題の作成は自筆(肉筆)によるものでなければならないのか。	福祉のまちづくり研究所研修課のホームページにワード形式の電子ファイルを掲示しておりますので、それを活用していただき、プリントアウトしたものを提出していただいても結構です。 なお、文章については、既存の文章を写すことなく、受講希望者自らで作成してください。本人以外の者が作成したことが判明した場合、受講決定の取消・修了証書の返却指示等を行うことがあります。様式はホームページのワードによる指定の物を使用ください。
Q 5 - 4 事前課題はどれぐらいの分量を書けば良いのか。また2枚目に渡っても良いのか。	選考の都合等もあり 400 字以内で納めていただくようにお願いします。また、少なくとも半分以上は書いていただければと思います。

(選考について)

質問	回答
Q 6 - 1 なぜ受講対象を「相談支援事業所において相談支援専門員として従事する方」に限定しているのか。	相談支援専門員は指定相談支援事業所に勤務して計画相談支援・地域相談支援などを行う職種であり、特に計画相談支援を急激に拡大する必要があることから、このような限定を行っています。
Q 6 - 2 他府県の相談支援事業所において相談支援事業を実施している場合には選考されないのか。	当研修は兵庫県の委託を受けて実施しているため、兵庫県内の指定相談支援事業所・障害福祉サービス事業所等において従事している方（予定を含む）を優先して受講決定します。
Q 6 - 3 申込書に「指定相談支援事業所において相談支援専門員として従事させることを確約します」とあるが、受講者の相談支援専門員としての従事状況を調査されるのか。	例年、厚生労働省より「相談支援事業の実施状況等」調査があり、その際に前年度の相談支援従事者初任者研修修了者の相談支援専門員としての従事状況等を調査させていただく予定です。
Q 6 - 4 選考により受講できなかった場合、その理由等を教えてもらえるか。	個別の選考理由については兵庫県社会福祉事業団・県障害福祉課ともお答えしかねますので、ご了承ください。